

厚木市部活動に関する方針

厚木市教育委員会

1 本方針策定の趣旨等

- (1) 学校の部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われ、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の醸成等に資するものであり、教育的意義の高い活動である。
- (2) 国では、生徒にとって望ましい部活動の環境を構築するという観点に立ち、地域や学校の実態に応じて、部活動が多様な形で最適に実施されるよう、スポーツ庁が平成 30 年 3 月に「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定し、文化庁が平成 30 年 12 月に「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(以下合わせて「国のガイドライン」という。)を策定した。
- (3) 県では、スポーツ庁が策定したガイドラインにのっとり、平成 30 年 4 月に「神奈川県部の活動の在り方に関する方針」(以下「県方針」という。)を策定し、文化部活動も準じて取組を進めてきたが、文化庁においても、改めてガイドラインを策定したことから、県方針を改定した。
- (4) 厚木市教育委員会は、国のガイドラインにのっとり、県方針を参考に、「厚木市部活動に関する方針」(以下「本方針」という。)を策定した。
本方針は地域、学校、競技種目、分野、活動目的等に応じて、多様な形で最適に部活動が実施されることを目指すものである。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の策定等

- ア 校長は、本方針を参考に、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。
部活動顧問は、年間の活動計画(基本となる活動日及び休養日、参加予定の大会日程等)を作成し、校長に提出する。
- イ 校長は、上記アの活動方針や活動計画等を保護者等に周知する。
- ウ 厚木市教育委員会は、上記アに関し、各学校において部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。
- エ 校長は、月ごとに各部活動の休養日を取りまとめ、毎月、厚木市教育委員会へ報告する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ア 厚木市教育委員会は、各学校の生徒や教師の数、部活動指導協力者等の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を任用し、学校に配置する。
- イ 校長は、生徒や教師の数、部活動指導協力者等の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に持

続可能な部活動を実施できるよう、適正な数の部活動を設置する。

なお、部活動の設置及び廃止については、学校や地域等の実態を踏まえ、計画的に行う。

ウ 校長は、部活動顧問の決定に当たって、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、学校全体として適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

エ 校長は、活動計画や活動実績の確認等により、各部活動の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ活動や芸術文化等の活動を行うとともに、技術指導を行う部活動指導協力者等の外部指導者を活用し、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

ア 校長及び運動部顧問は、運動部活動の実施に当たって、文部科学省が平成 25 年 5 月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」にのっとり、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む。）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等を含む。）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。厚木市教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地から、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解する。

また、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上、大会等での好成績などそれぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行うよう努める。

ウ 校長及び文化部顧問は、文化部活動の実施に当たって、生徒の心身の健康管理（過度の練習を行うことに起因する障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む。）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等を含む。）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。厚木市教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

エ 文化部顧問は、生徒のバランスの取れた健全な成長の確保の観点から休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習が様々なリスクを高める

こと等を正しく理解する。

また、生徒の芸術文化等の能力の向上や、生涯を通じて芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上、大会等での好成績などそれぞれの目標を達成できるよう、分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効果的・効率的なトレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行うよう努める。

オ 部活動顧問は、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

4 適切な休養日等の設定

(1) 休養日とは、平日においては、朝、放課後を含め、一切の活動を行わないこと。土曜日、日曜日及び祝日（以下「休日」という。）においては、一切の活動を行わないこととする。

(2) 部活動における休養日及び活動時間（以下「休養日等」という。）については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスがとれた生活を送ることができるよう設定すること。

設定に当たっては、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うことや、特に運動部活動については、スポーツ医・科学の観点からジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究で休養日について示されていることを考慮する。

上記のことを踏まえ、適切な休養日等の設定については、以下の基準とする。

ア 週当たり2日以上休養日を設ける（平日及び休日それぞれで1日以上又は、休日2日以上を休養日とする。）。

イ 校長会が認めた大会、コンクール及び発表会等については、その2週間前から特例措置として土曜日及び日曜日の2日間の活動を認める。ただし、土曜日及び日曜日に活動した場合は、休養日を翌週の平日又は休日に振り替える。

ウ 1日の実質の活動時間は、平日2時間程度とし、休日も含めできるだけ短時間に、合理的でかつ効果的・効果的な活動を行う。また、長期休業中は3時間程度とする。

(3) 校長は、上記の基準を踏まえるとともに、本方針にのっとり、各部活動の休養日等を設定する。また、各部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

(4) 休養日等の設定に当たって、上記の基準のほか、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前の一定期間等において、学校全体等の部活動休養日を設けるなど、週間、月間、年間単位での活動頻度の目安を定める。

5 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた部活動の設置

部活動は、生徒一人一人の興味・関心に応じて行われるものであることから、学校においては、「競技力・表現力向上志向」、「レクリエーション志向」、「健康志向」、「複数活動志向」など多様な選択肢の部活動を設置するなど、大会やコンクールの結果、成績等を追求するだけでなく、生涯にわたってスポーツや芸術文化等の活動に親しむ基礎を培うこと及び生徒の心身の調和のとれた発達を促すことができるよう、生徒の多様なニーズに応じた指導を行うことができる部活動を設置することが望ましい。

(2) 地域との連携等

ア 厚木市教育委員会及び校長は、生徒のスポーツや芸術文化等の活動に親しむ機会の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の関係団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における持続可能なスポーツや芸術文化等の活動のための環境整備を進めるよう努める。

イ 厚木市教育委員会及び校長は、学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、スポーツや芸術文化等の活動に親しむ機会の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

6 学校単位で参加する大会の見直しについて

厚木市教育委員会及び校長は、部活動が参加する大会等を把握し、休日等が開催される様々な大会等に参加することが、生徒や顧問の負担にならないよう、参加する大会を精査する。

7 見直し

この方針は、必要に応じて見直しを行う。

8 適用

この方針は、令和2年4月1日から適用する。